



## Tax & Legal Services Newsletter

### 新型コロナウイルス（COVID-19）対策の税務救済措置

タイ政府は、新型コロナウイルス（COVID-19）対策として以下の申告期限等の延長及び税務上の救済措置を公表しました。

- **個人所得税申告書**

2020年3月31日、財務省は、2020年3月31日（電子申告の方法による場合は同年4月8日）とされていた2019年分の個人所得税申告書（PND. 90、PND. 91及びPND. 95）の提出期限を2020年8月31日に延長する旨の通達を公表しました。加えて、納税者は延滞金を科されることなく3回に分割して納税することができます。この通達は、所得税申告書の提出及び納付期限を2020年6月30日に延長した旨を記載した従前の通達（2020年2月28日付）に取って代わり効力を有することになります。

- **法人税申告書**

2020年3月31日、財務省は、2020年4月から8月までの間に法人税確定申告書（PND. 50）及び移転価格開示フォームの提出期限が到来する法人等について、その提出期限を2020年8月31日に延長する旨の通達（第2号）を公表しました。なお、2020年8月24日から8月31日までの間に提出期限が到来するPND. 50を電

子申告の方法により提出する場合、8日間の更なる提出期限の延長が認められます。

2020年4月から9月までの間に法人税中間申告書（PND. 51）の提出期限が到来する法人等については、その提出期限が2020年9月30日に延長されました。なお、2020年9月23日から9月30日までの間に提出期限が到来するPND. 51を電子申告の方法により提出する場合、8日間の更なる提出期限の延長が認められます。

上述の法人税確定申告書、移転価格開示フォーム及び法人税中間申告書の提出期限の延長措置は、タイ証券市場に上場する法人等には適用されません。

- **源泉税、特定事業税、付加価値税及び印紙税**

2020年4月3日、財務省は以下の申告期限等を延長する旨の通達を公表しました。

- 2020年4月7日又は5月7日（電子申告による場合は同年4月15日又は5月15日）とされていた2020年3月及び4月次の源泉税申告書（PND. 1、PND. 2、PND. 3、PND. 53 及び PND. 54）の提出期限が2020年5月15日に延長されました。
- 2020年4月7日又は5月7日（電子申告による場合は同年4月15日又は5月15日）とされていた2020年3月及び4月次の付加価値税（VAT）申告書（Por. Por. 36）の提出期限が2020年5月15日に延長されました。
- 2020年4月15日又は5月15日（電子申告による場合は同年4月23日又は5月23日）とされていた2020年3月及び4月次の付加価値税（VAT）申告書（Por. Por. 30）及び特定事業税（SBT）申告書（Por. Tor. 40）の提出期限が2020年5月23日に延長されました。しかしながら、当該措置は関連登記等の完了時に納付することが求められる商業目的又は投資目的による不動産譲渡に係る特定事業税（SBT）申告書には適用されません。
- 2020年4月1日から5月15日までの間に申告期限が到来する印紙税の申告書（Aor. Sor. 4、Aor. Sor. 4 Gor 及び Aor. Sor. 4 Kor）の提出及び納付期限が2020年5月15日に延長されました。

- **電子決済関連法に基づく報告義務**

2020年4月2日、財務省は、金融機関及び電子マネーサービスプロバイダーが一定の取引に関する情報を報告する期限を2020年3月31日から6月30日に延長

する旨の通達を公表しました。上述する情報には、(i)年間3,000回以上の電子預金/送金取引、又は、(ii)200万パーツ以上の取引金額による電子預金/送金を年間400回以上行った者の情報が含まれます。

#### ● 源泉税率の軽減

2020年3月27日付で公表された財務省令第361号により、以下の支払に係る源泉税率が軽減されました。

- 法人等に支払われる歳入法第40条(2)に規定される人的役務提供報酬及び第40条(3)に規定される営業権、著作権及びその他権利から生ずる報酬
- 個人及び法人等に支払われる歳入法第40条(6)に規定される自由業の専門家報酬及び歳入法第40条(7)に規定される請負報酬で請負業者が用具以外の主要な原材料を提供するもの
- 歳入法第40条(8)に規定される所得のうち、請負、報奨金、販売促進目的の割戻等及び財務省令第144号2(3)、(15)、(16)及び(17)に該当しない芸能人、広告、損害保険及び輸送運賃その他の役務提供(但し、ホテル、レストランの役務提供料及び個人又は法人に対する生命保険料は除外)

上述の報酬支払に課される源泉税率は、以下の通り軽減されます。

- 2020年4月1日から2020年9月30日までの期間の支払に課される源泉税率は、通常申告又は電子申告に関わらず3%から1.5%に軽減
- 2020年10月1日から2021年12月31日までの期間の支払に課される源泉税率は、歳入法第3条(15)に規定される方法(e-Withholding Tax System)による場合に限り、3%から2%に軽減

事業収入を伴う社団又は財団への支払又は歳入法第47条(7)(b)に規定される財務省が公表した社団又は財団への支払については、源泉税率の軽減は適用されません。

#### ● その他の税務救済措置

2020年3月10日及び3月24日に、以下の税務救済措置が閣議決定されました。

- 個人又は法人等が、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止を目的として政府に寄附した現金の額又は物品の価額の控除(但し、当該控除及び税務減算処理は、閣議決定された金額又は率が上限)
- VAT登録事業者によるCOVID-19の感染拡大防止を目的とした寄附について、VATを免除

- 2020 年分から、個人が支払った健康保険料の控除上限額を 25,000 バーツ(従前は 15,000 バーツ)に拡大(健康保険料、その他の生命保険料及び養老保険による年間の所得控除額は 100,000 バーツが上限)
- 2020 年分として医療従事者等が受け取った危険手当について、個人所得税を免除

## 国内観光業の促進のための個人所得税免除

2020年2月28日に公表された財務省令第358号に規定される一定の助成金及び補償金の受領については、個人所得税が免除されます。個人所得税が免除される条件として、当該助成金及び補償金が閣僚評議会の決議により国内観光業の促進措置として政府が設置した電子決済ポータルサイトを利用した上で物品又は役務提供の対価として支払われなければならないことが挙げられます。

## 退職投資信託及びスーパーセービングファンドへの投資

2020年2月28日に公表された財務省令第357号の規定により、以下のとおり退職投資信託(RMF)及びスーパーセービングファンド(SSF)への投資に係る個人所得税の減免がされました。

- タイ国証券取引法に基づき設立された投資信託で2020年1月1日前に購入されたもの(ロングタームエクイティファンドの転売を除く)及び同法に基づき設立されたRMF又はSSFの譲渡は免税とされます。
- 2020年1月1日以降に購入されたRMFの投資金額は控除対象とされます。当該控除は、納税者の課税所得の30%を超えない範囲で年間500,000バーツが上限とされます(従前、納税者の課税所得の15%を超えない範囲で年間500,000バーツを上限として控除)。納税者は、当初購入日から最低5年間保有することが求められ、納税者本人が55歳前に払い戻すことはできません。
- 2020年1月1日から2024年12月31日までに購入されたSSFの投資金額は控除対象とされる。当該控除は、納税者の課税所得の30%を超えない範囲で年間200,000バーツが上限とされます。障害を負った場合や死亡した場合を除き、納税者は当初購入日から最低10年間保有することが求められます。

その他、2020年3月13日付で歳入局長通達(第369号)が公表され、2020年1月1日から2024年12月31日までに購入されたSSFの投資金額に係る個人所得税の控除について以下の条件が加えられました。

- 一つ以上のSSFへの投資金額に係る控除額の合計は、納税者の課税所得の30%を超えない範囲で年間200,000バーツが上限とされます。加えて、納税者がプロビデントファンド、政府年金基金、私立教職員救済基金並びにRMF、

年金保険及び国家貯蓄制度に拠出している場合、これらの拠出総額に係る控除額計の上限は年間 500,000 バーツとされます。

- 本通達に示された条件が満たされていない場合（例えば、納税者が投資資産の購入日から 10 年間保有しない場合）、納税者は控除を受ける権利がありません。この場合、納税者は、修正申告書を提出することにより当該所得控除を受けた年分の個人所得税を追加納付する必要があります。税務当局は、当該所得控除の適用を受けた申告書の提出日から 5 年以内であれば、延滞金を含めた追徴税額を課すことができます。
- 当該所得控除の規定を適用するためには、SSF の購入口数を証する書面を投資信託の運用会社から入手することが求められます。
- 納税者が、ある SSF から他の SSF に変更する場合は、変更先の SSF の運用会社から投資の事実を証する書面を入手することが求められます。10 年間の保有要件については、変更依頼から 5 営業日以内に行われた場合は継続保有として取り扱われます。税務調査の際に用いる証憑として、上述の書面を保管することが望まれます。

## 石油所得税法に基づく貸倒損失

石油所得税法に基づく貸倒損失に係る省令(案)が 2020 年 3 月 17 日に閣議決定されました。内容は以下の通りです。

- 貸倒損失処理を行うためには、以下の条件を充足する必要があります。
  - 石油事業の運営から生じた貸倒損失（現在又は過去に取締役であった個人に対する債権から生じたものを除く）であること
  - 法的に時効になっていない貸倒損失であること
- 債務者一人当たりの貸倒損失が 2 百万バーツを超える場合については、貸倒損失処理前に以下の事象が生じている必要があります。
  - 債権回収の督促は継続して行われているが、債務者の死亡・廃業又は他の債権者が優先権を有する負債が資産を超過していることから債務が未決済のままであること
  - 債務者に対する民事訴訟が提起され、裁判所の命令等が下されているが、債務者が債務を弁済する財産を有していないこと
  - 債務者に対する破産訴訟が提起され、債務者の財産の初回処分が行われた又は裁判所から訴訟終了の宣言がされたこと
- 債務者一人当たりの貸倒損失が 2 百万バーツ以下の場合、貸倒損失処理前に以下の事象が生じている必要があります。
  - 債権回収の督促は継続的に行われているが、債務が未決済であること
  - 債務者に対する民事訴訟が提起され、裁判所がその訴えを認めたこと
  - 債務者に対する破産訴訟が提起され、裁判所がその訴えを認めたこと
- 貸倒損失処理された債務の額は、以下に例示する場合を除き、本省令案に規定される条件がすべて充足された会計年度における損金として処理することができます。
  - 債務者に対する民事訴訟又は破産訴訟が提起されたことにより、債務を裁判所が残余財産の分配等を認めた会計年度の損金として処理する場合
  - 事業再生計画に基づいて債務が免除又は和解されたことにより、債務を裁判所が事業再生計画を認めた会計年度の損金として処理する場合

**Anthony Visate Loh**

**International Tax & Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: [aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

**Chairak Trakhulmontri**

**Transfer Pricing**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email: [ctrakhulmontri@deloitte.com](mailto:ctrakhulmontri@deloitte.com)

**Darika Soponawat**

**Business Tax (Japanese Services Group) & Tax Compliance**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: [dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

**Dr. Kancharat Thaidamri**

**Transfer Pricing & Business Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: [kthaidamri@deloitte.com](mailto:kthaidamri@deloitte.com)

**Korneeka Koonachoak**

**Business Tax (Business**

**Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: [kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

**Mark Kuratana**

**Global Employer Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: [mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

**Mike Fiore**

**Business Process Solution**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40126

Email: [mfiore@deloitte.com](mailto:mfiore@deloitte.com)

**Stuart Simons**

**Transfer Pricing & Customs Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: [ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

**Thirapa Glinsukon**

**Business Tax & Tax Compliance**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: [tglinsukon@deloitte.com](mailto:tglinsukon@deloitte.com)

**Wanna Suteerapornchai**

**Business Tax (M&A) & FSI**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: [wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organisation"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax & legal and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the "Deloitte organisation") serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 312,000 people make an impact that matters at [www.deloitte.com](http://www.deloitte.com).

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Ho Chi Minh City, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei, Tokyo and Yangon. **About Deloitte Thailand**

**About Deloitte Thailand**

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2020 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.